

# 教育行政学をめぐる環境変動と理論転換

—持田栄一理論の権力言説に注目して—

学校開発政策コース 佐藤 晋平

A Study about Mochida Eiichi theory's conversion focused on his power discourse : from the perspective of change of social environment

Shimpei SATO

Mochida Eiichi was one of the famous scholar of Educational Administration studies in post W.W. II period and was energetic in 1960s and 1970s in Japan. This paper intend to find out a reason of Mochida theory's conversion from the perspective of change of his concern and social environment.

In 1960s, Mochida was affected by the arguments for Structural Reform in Marxism. In the post W.W. II period, the educational administration systems of the pre-W.W. II period was remaining in Japan. Then, he saw it as a problem. The problem was the power of absolutism.

In 1965-66, Mochida have been to West Germany to study for one year. In West Germany, he saw how educational systems are in the present welfare state. And he found that it is grounded on modernism, capitalism and liberalism. His study about a welfare state is deepening because of this experience.

By disorders at university in 1968-69, Mochida theory was changed drastically. This time, he affected by movement of disorders at university, and he became a strong criticizer of public educational systems in modern society. He became to see modern education as power because it's based on a social class structure. Educational administration in welfare state was also a problem because it stabilize and hide it.

## 目次

はじめに

- A. 問題の所在
- B. 先行研究と対象・時期
- 1. 構造改革論としての持田栄一理論
  - A. 持田理論の形成—1950年代
  - B. 教育における構造改革論—1960年代前半
  - C. 戦前の教育行政思惟の残滓への問題関心
- 2. 西ドイツ留学からの研究の深化
  - A. 西ドイツにおける自由主義と福祉国家の衝撃
  - B. 福祉国家研究の視点の深化—日本の特殊性の再発見
- 3. 大学闘争から近代公教育批判へ
  - A. 大学闘争への反応
  - B. 近代公教育批判の展開
  - C. 新しい権力性の批判へ

おわりに

はじめに

## A. 問題の所在

本稿は、1960年代、70年代における1つの代表的な教育行政学理論である持田栄一の業績について、その理論的変遷を社会環境や研究対象の変化との関連から検討するものである。特に持田の権力言説、権力認識に着目し、その変遷と背景について検討していく。

はじめに、持田栄一の理論の現代的位置づけについて確認しておきたい。戦後教育学においては、1950年代の国民教育論から1960年代以降の国民の教育権論へという主導的な理論の展開があった。持田は1960年代からこれらの理論動向とは明確に異なる戦略を提示し、70年代において完全に決別した。このため、以上のような教育学の主要理論の動向に大きな影響を受けてきた教育行政学において<sup>1)</sup>、持田理論はいわば「忘れられた理論」であったともいえる。

昨今、以上のような戦後教育学の理論的動向につい

ては教育学内部で批判的に回顧する傾向が強まってきている。その重要な論点の1つに戦後教育学における政策・制度構想の欠如があるが、本稿で扱う持田栄一は公教育制度・教育行政の構想を自身の研究の中心に位置づけるなど、現代的にみてその理論は異才をはなっている<sup>2)</sup>。もちろん、端的にマルクス主義構造改革論から近代公教育批判へと表現できる持田の社会主義戦略としての立場は、ソ連崩壊からすでに20年近くが経過した現在において時代的な限界性を指摘されなければならない。しかし、当時の教育政策・教育行政に関する分析・改革への視座の独自性は、戦後教育学への批判的検討が行われ始めた現在において、改めて注目する要素をもつともいえる。特に、近代教育が本質的に有する自由化の過剰への先見性などは、現在においてこそ発展させるべき視点を含んでいるといえるだろう。

持田の研究対象は、教育行政学という学問領域の性格もあって時の教育政策に大きく影響を受けており、日本の教育政策・教育行政の現実との関連から具体的な理論提起を行っていた。その研究は、戦後日本の教育を改革していくためのリアルな問題意識に貫かれていた。そのため、持田理論における転換は、自己の研究・問題関心の深化と研究対象の変化、教育行政の現実の動向や社会環境の変化などが複雑に絡み合っていると同時に、その過程は時代の現実に向き合った持田の苦悩をも反映しているといえる。本稿ではその過程を詳細に検討することで持田の近代教育、教育行政への関心の深化を追い、持田理論再評価の契機としたい。

## B. 先行研究と対象・時期

持田栄一の理論については、断片的な言及が多い。やや体系的に論じられたものとしては特に大学闘争以降の近代公教育批判としての理論展開を扱ったものがあるが<sup>3)</sup>、1960年代前半から高い理論的完成度を誇る持田理論の初期～中期を対象としていない。また、60年代前半において持田が構造改革論の立場をとることに言及するものがあるが<sup>4)</sup>、持田理論全体に関する深い言及とはなっていない。持田理論の展開を詳細に追ったものは、持田の死去に際してその指導生の論文を中心に編集された論文集があり<sup>5)</sup>、個別の論点に分けて理論内在的に詳述されている。

本稿は持田理論の全体を包括的に扱い、持田理論の発展・転換の過程を研究関心の変化や社会環境との関連から検討していく。これにより持田理論の変遷の背

景をつかむことを目的とする。検討の中心となる時期は60～70年代だが、持田理論の形成過程にもふれるために50年代も概略的に扱う。理論的な内容としては、持田の権力言説からその権力認識の変遷をたどっていく。持田の権力認識は1つの重要な理論的特徴であり<sup>6)</sup>、理論転換にあわせて重大な変化を見せている。このため持田理論の背景と問題関心の変化をみるには適していると考えられる。

本稿では持田の理論的変遷を3章に分けて検討する。1章では、1950～60年代前半を対象とする。この時期は構造改革論への接近から持田教育行政理論が形成・発展させられていく時期である。2章は、西ドイツへの1年間の留学を経てから大学闘争の前までを扱う。この時期は西ドイツにおける福祉国家的教育政策、自由主義の伝統等にふれることで、日本の教育政策の動向への見方や、持田自身の研究の深化が見られる。3章は、大学闘争のあった1968年から没するまでの時期を対象とする。ここでは現代福祉国家における教育への批判的視点から、自己の理論的反省をもふまえて近代公教育への前後的な変革の課題が提示される<sup>7)</sup>。

## 1. 構造改革論としての持田栄一理論

### A. 持田理論の形成—1950年代

持田栄一は、1948年に東京大学文学部教育学科を卒業したのち、国立教育研究所において研究者の道をスタートした。1950年代は、教育行政学者・持田の研究初期にあたり、この時期は持田理論の形成期として位置づけられる<sup>8)</sup>。持田の50年代における研究の重要な特徴は、のちの研究、特に近代公教育批判を展開する70年代などと比べると実証的性格が非常に強いことである。1950年代は、占領期教育体制の再編の文脈で教育行政に関する重要な諸政策が実施された。「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」の成立(中確法, 1954年)、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の成立(1956年)、勤務評定の実施(1956年)、学習指導要領の告示(1958年)、などは、いずれも当時の教育界に衝撃を与えると同時に論争を巻き起こした政策であった。持田の研究者人生の初期が、ちょうどこのような占領期教育体制の再編期にあたったことは、その理論形成にとっても重要な影響を与えたといえる。持田の50年代の諸論考では、教委制度や学校・校長論、教育の国家基準といった以上のような教育政策の動向に大きく関連のあるテーマが選択されている<sup>9)</sup>。このような研究動向からは、持

田の研究姿勢、問題関心がきわめて実践的な問題意識に基づいていたことがうかがえる。

そして持田の実証的姿勢は、教育に対する国民・教育現場の実践的要求に応えるためのものとして位置づけられていた。持田は、当時の自身の研究のねらいが教育行政技術や法解釈の客観的理解であると同時に、当時の教育政策を打ち出す体制側の意図の解明にあり、国民の教育への実践的要求に応えるためにもこのような姿勢が重要であると述べている<sup>10)</sup>。この持田の50年代における研究姿勢・関心は、自身の言葉から端的に「国民のための教育行政」と表現されている<sup>11)</sup>。教育行政の現実の構造を明らかにし、教育行政を国民の教育要求に即したものに改革していくための理論を提示することが、研究の目的とされていた。この国民の教育要求に根ざした教育行政の実現という理論課題と研究姿勢は、内容の変更を伴いながらも晩年まで維持されていく。

## B. 教育における構造改革論—1960年代前半

1960年代において、持田理論は構造改革とよばれたマルクス主義の戦略に大きく接近する。持田において構造改革論は、国民の教育要求を実現するという自身の課題に適合する形で吸収され、60年代半ばまでに教育の構造改革論としての持田理論が一定の完成をみることになる。構造改革論は、60年代持田理論の基本路線として無視できない重要な意味をもっているといえる<sup>12)</sup>。

ここではまず、マルクス主義における構造改革論に言及することからはじめたい。構造改革(riforme di struttura, reform of structure)は、1950年代にイタリア共産党の運動方針として採択された社会主義戦略で、その理論は50年代から日本でも紹介された。日本では1960年に社会党の戦略となり、政治の舞台においても一時注目された。

構造改革論の1つの重要な特徴は、近代市民革命によって誕生した近代国家における民主主義について、労働者階級からみた際の二面性を捉える点である。従来のマルクス主義理論が労働者の政治的自由、普通選挙権の拡大などに対してその制限性、形式性、欺瞞性を指摘するにとどまるのに対し、「《ブルジョア国家が本質において少数の搾取者(ブルジョアジー)の多数の被搾取者に対する独裁であり、ブルジョア民主主義は少数者の民主主義であるにもかかわらず、形式的には国家権力は平等な人民の自由に表された意思にもとづいて、多数決によって行使されることになっている》

という矛盾」<sup>13)</sup>をもっていると理解した。労働者の政治的自由は彼らの運動の成果であり、ブルジョワジーの搾取への制限として利用できると同時に、社会主義への変革の道筋となりうると主張された<sup>14)</sup>。

このような構造改革の思想は、持田理論のどのような点に見ることができるだろうか。先に述べたブルジョワ民主主義の二つの側面への着目は、1961年出版の最初の代表的著作である『教育管理』においてすでにみられる。教育学者持田において、ブルジョワ民主主義の二面性は公教育にみられる近代的自由と教育の社会化という二側面として捉えられた。そしてこのような理解から、近代的自由のもつ勤労者にとって利益となる面を継承し、教育を国民の利益に適うように社会化していくことが提起されるのである<sup>15)</sup>。このように、「国民のための教育行政」という課題と教育の社会化への労働者の要求が関連づけられ、持田教育行政論は構造改革論として展開されるようになる。1965年出版の『教育管理の基本問題』においては近代公教育における労働者からみた二つの側面への分析がより精緻化し<sup>16)</sup>、構改革論として発展をとげた。

また、教育の分野を対象とした構造改革論としての持田理論は、教育という作用の固有性に基づく改革を志向した点でも特徴的であった。持田は「国民が権利として要求する教育要求を保障するための政治と教育行政の秩序がつけられるべきこと」<sup>17)</sup>を目指したのであり、あくまで教育という営みを思考の根本に置くことにこだわったといえる。この点、持田は構改革論という時代の流行に影響を受けたが、教育の構造改革論としての自身の理論に自覚的でもあったのである<sup>18)</sup>。

## C. 戦前の教育行政思惟の残滓への問題関心

持田の以上のような構造改革という戦略は、当然ながら戦後の教育政策の動向との関連において提起された。占領期教育体制の再編の動向は教育学・教育運動から広く批判されたが、持田の立場もこれらの政策が教育を歪めるものとしてその抑圧的な権力性を問題化するという点で一定の立場を共有していた。ここに、近代的な教育の自由を根拠として教育政策への抵抗をおこなうことの意義を一定程度認めるといふ立場の意味がある。

1960年代前半においては、アメリカ型の教育行政への改革が行われたはずの戦後教育行政において、プロイセン=ドイツ帝国型の教育行政の思惟が法律の制定や運用のレベルで残されていること、持田の用語を使えば「重畳」が問題視される<sup>19)</sup>。ここでの問題は、近代

的な行政管理の外形を用いた統制であった。

一例をあげれば、地教法に基づいて各教育委員会が制定されるようになった学校管理規則について、持田はこれが校長の学校経営者という近代的な位置づけを維持するものである点で、戦前の教育行政機構のあり方と異なることを確認する。しかし、教育行政当局による教育運営への包括的支配権、特別権力関係論などの存在から、結局行政当局の政策意図から大きく逸脱することができずと評するのである<sup>20)</sup>。このように1960年代前半の持田は、アメリカに見られるような行政管理的な教育行政と、戦前日本のような行政組織内の上意下達のゼロサム的な権力関係に基づく教育行政の「重畳」構造を問題としてみている。

とはいえ、すでに述べたように教育の社会化・生活化を目指していた持田理論において、60年代前半における教育行政への視線は以上のような戦前型の教育行政機構の残滓のみに向けられたものではない。マルクス主義理論としての分析の視点をもつ持田の教育行政理論において、近代公教育のもつ独自の問題への批判はこの時期にすでに強く存在していた。しかし「重畳」構造への持田の強い問題意識は、近代主義的な戦略の意味を認識させるには十分であった<sup>21)</sup>。

## 2. 西ドイツ留学からの研究の深化

### A. 西ドイツにおける自由主義と福祉国家の衝撃

持田は、1965年4月から1年間、西ドイツへ留学した。そして帰国後、西ドイツに関する論文や西ドイツと日本の教育政策を比較した論文を多く発表することになる。西ドイツに関する研究は、持田の研究にどのような深化をもたらしたのだろうか。持田が西ドイツに留学した1965年は『教育管理の基本問題』の出版年でもあるが、同書の「あとがき」において、西欧的な文化的土壌をもつ西ドイツに留学したことによって日本の教育行政の特殊性をつよく認識し、「本書で述べた考察においてどうしても考えなおさなければならない一面を感ずる」とも告白している<sup>22)</sup>。

西ドイツへの留学をへて持田が実感した西欧と日本の違いは、帰国後の研究においていくつか述べられている。そのなかのもっとも重要なものの1つが西ドイツにおける教育の自由主義的伝統に根ざした福祉国家論の展開であった<sup>23)</sup>。持田は、西ドイツでの見聞を整理した著作の「まえがき」において、「日本でいわれている『福祉国家』的教育構想が特殊日本的なものであることを体験して、わたしはわたしなりにショッキング

であった」と述べ、さらに本文の序盤においては、「見逃してならないことは、ドイツは日本と似通った数々の点をもちながらも、基本的に異なった一面を持っていることである。それは外ならぬ、西欧的自由主義の伝統のつよさにおいてである」<sup>24)</sup>と語っている。

もっとも、福祉国家的教育構想が近代社会における教育理念の延長上に存在することについては、すでに西ドイツ留学以前においても指摘されていた点であった<sup>25)</sup>。だが留学を通じて、自由主義的伝統を強くもつと同時に東ドイツという社会主義国との分裂を経験した西ドイツにおける国民の教育権保障の社会化が、公教育の社会主義化へという道とは明確に区別された福祉国家化という過程で実現されていく実情を目の当たりにしたことで、福祉国家化の過程が自由主義的伝統を強く内包するものであることをより実感したといえるだろう。

持田は、西ドイツ留学から得た福祉国家教育構想に関する知見について、公私二元論に立ちながらも公教育を広めることによって国民の教育権を保障する非権力的作用を特徴とすることを述べながら、次のようにまとめている。

「教育における福祉国家構想は近代私教育体制とは対立する一面をもっているのであるが、しかし、そこにおいては、その代償として義務教育の無償性とともな公教育運営に直接的に親や教師・生徒の意見を反映させるために、かれらが教育行政や学校経営に参与する措置が講ぜられる。そして、この点において教育における福祉国家の体制は絶対主義公教育体制とは趣きを異にしているのである。このような意味において、教育における福祉国家体制は、自由主義的教育伝統を継承しそれを「現代化」したものと解すべきもので、そこにおける「複数民主主義」pluralistische Demokratie の原則とは相反しないのがノーマルなあり方である」<sup>26)</sup>。

### B. 福祉国家研究の視点の深化—日本の特殊性の再発見

以上のような西ドイツの研究は、日本の教育行政や公教育制度に関する研究の視点を深化させたといえることができる。というのも、西ドイツにおける福祉国家化の進展という先駆的な改革状況をみたことによって、持田は日本の現実と教育改革の動向を西ドイツとの比較という視座から眺めるようになるからである。1967年発表の諸論文においては、西ドイツ留学によって得た知見との比較から日本における教育の福祉国家化の展望を述べているが、これはこの間の事情を物語って

いるといえよう<sup>27)</sup>。

留学をへての理論的な深化は多くの点で見られる。だが福祉国家との関係で特に重要な点は、自由権と社会権、「近代私教育」と「近代公教育」の関係などを連続的に捉える視点が明確化されるようになった点にある。「『自由権』—『法律国家』—『近代私教育』と『社会権』—『福祉(社会)国家』—『近代公教育』はけっして代替関係にあるのではなく、前者を前提としながら後者がみられるという点、この意味で両者は対立するものでないということである」<sup>28)</sup>。

この時期の持田の諸論考は、以上のような視点から福祉国家の改良主義的性格<sup>29)</sup>、一見同様に見える社会主義国家と福祉国家における昨今の教育改革の性質の違い<sup>30)</sup>などが、繰り返し述べられており、福祉国家教育論への関心が深化していく様子が見えてくる。

また持田は、西ドイツにおける福祉国家をめぐる議論の動向が、自由主義を基調としてその範囲内で行われていることを確認したが<sup>31)</sup>、これに関連して60年代までの日本における福祉国家教育論の特異性に言及していく。

日本における福祉国家論はきわめて特徴的な展開をとげたが<sup>32)</sup>、この事情は教育の領域についてもあてはまるものであった。60年代の日本における福祉国家的な教育構想に関連する議論としては、宮沢俊義の社会権理論、今村武俊の福祉国家教育行政論、伊藤和衛の学校重層構造論などの諸理論があげられる。だが以上の理論は、教育に対する教育行政の包括的支配権や行政組織における特別権力関係論などが問題となった当時、これらの理論と親近性をもつことを理由に教育運動の側から批判された。持田は、これらの日本型福祉国家教育構想に対する批判が社会主義や労働運動に近い階級国家否定の立場を根拠に行われる点に着目し、福祉国家構想に関する日本的な歪みとの関連から、教育をめぐる対立軸を鮮明に描いている<sup>33)</sup>。

持田がこの時期に福祉国家研究をさらに深化させ、それが自由主義的な基盤をもつものとして強く認識するようになったことは、同時代の教育学にあって極めて特殊なことであった<sup>34)</sup>。持田の福祉国家研究は西欧的な福祉国家の発展形態から日本の福祉国家化の現状を分析するというものであったが、ここで日本の特殊性を明瞭にすることが出来たのは、近代主義の延長にある福祉国家とそこでの教育に関する理念系を抽出することができたためであるといえる。これによって持田は、福祉国家教育に関する60年代における日本の諸理論と距離をとり、教育政策をめぐって展開された二

項対立的な図式を相対化する位置を獲得したといえる。この時期の持田理論は60年代前半に到達した構造改革論の延長にあるが、福祉国家教育論の研究の視点は明確に深化したといえるだろう。

### 3. 大学闘争から近代公教育批判へ

#### A. 大学闘争への反応

1968年から69年にかけて起こった大学闘争は、大学制度をはじめ広範な社会のあり方を問題として告発し、従来の革新思想に対しても疑問を投げかけた。そしてそのなかでも、特に教育に対する根底的な批判を含んでいたことは広く知られている。持田栄一も、大学闘争に大きな影響を受けた「進歩的」研究者の一人であったといえることができる。持田は大学闘争から受けた衝撃を自己の理論に対する反省につなげ、また闘争がもっていた限界への認識もふまえ、ここからさらなる理論的發展を志向するようになる。持田の68、69年以降の理論展開においては、全共闘の教育批判から影響を受けたと考えることができる箇所が数多くみられる。だがそれと同時に、闘争に対する自身の見解やそれまでの研究の蓄積の影響もあり、理論發展に強い独自性があるのも事実である。特に70年代における福祉国家批判や批判教育計画といった諸研究は、教育の社会化や教育計画といった従来からの自己の関心と、60年代後半における西ドイツ留学をへての福祉国家論の深まりをふまえ、大学闘争を通じた近代教育への批判的視座の摂取によって展開された、独自の論点を多く含んでいる。本章では、持田の理論転換に焦点をあわせるために、大学闘争が持田理論の転換に与えた影響から述べることにする。

全共闘運動は、大学闘争を通じて大学の研究・学問・教育のあり方を追及したが、特に大学教育に対する批判は、同時に大学を含めた公教育全般に対する批判であった<sup>35)</sup>。持田自身は、大学闘争の提起した問題を、「いったい現代における知性とは何か、大学とは何か、そこにおける学習と研究の本質的あり方をどのようにとらえ、学生の、そして研究者の生き方をどのように考えるか、といったすぐれて実存的な問いをこれに与った者一人一人に投げかけ、この点について一人一人が自省し考えなおす機会をつくり出したこと、そのことであった、と思う」<sup>36)</sup>と述べ、その特徴を、独占資本主義段階における大学や社会の秩序の全面変革を志向していること、変革の問題を制度改革の次元に矮小し、各人の自己変革を不問に附す従来の左翼思想への挑戦

を含んだものであるとしている<sup>37)</sup>。

大学闘争が提起した問題のうち、教育行政学を専攻する持田の理論的関心にとって最もクリティカルであったのは、近代における「学問の自由」を基礎とした大学自治のあり方が、闘争の批判的的となったことであった。戦後教育学において1つの重要なテーゼとなる「教育の自由」は、日本国憲法で保障される「学問の自由」からその意味が主張されたもので、教育実践を法や行政が規定しようとすることに対する抵抗の理論的根拠であった。だが大学闘争においては、「学問の自由」に根ざした大学自治のあり方こそが、学生にとって支配そのものであることが批判の対象となった<sup>38)</sup>。「学問の自由」の保障による大学自治によって国家の直接的介入から拒絶されているものの、まさにその自治的体質に由来する権威主義、そして自治を与えられているものあくまで資本主義社会内部に属することによる階級的矛盾、これらがことごとく批判された。教育学理論のその後の展開についていえば、「教育の自由」を基盤とした教育運動はこの後も継続される。というよりも、1970年代に入ってより理論的には精緻化されていくともいえる<sup>39)</sup>。だが持田にとって大学闘争は、従来の近代的な自由主義に依拠した教育運動、さらにそれに一定の理解を示してきた自己への反省を促すきっかけとなった。持田は、教師を国家の介入から守ろうとする議論についてその不十分さを指摘し、次のように述べている。

「教師は真理の代弁者であることをねがいながらも、現実には公務員教師として『職務命令』を必謹して行動し、こころある親からは教育における加害者としてみられている。自らの勤評に対して絶対反対した教師が学力テストに対しては同じだけの熱意をもって絶対反対を叫び得ず、「三ト」(アルバイト、リベート、プレゼント)追放はつねに教育運動の課題として提起されながらも現在なおあとを断たないのである」<sup>40)</sup>。

持田は大学闘争をきっかけに、それまでの教育運動の主要理論が等閑視してきた以上のような問題に目を向けることになった。構造改革論の論客として、近代主義的な戦略に一定の理解を示していた立場は、ここで大きく転換される。これにより、近代公教育批判をおこなうと同時に、近代教育を構成する各主体ひとりひとりの変革を通じた全面的変革の課題を模索するようになる。

## B. 近代公教育批判の展開

持田の理論転換は、1968年に雑誌『現代の理論』の2

巻にわたって掲載された論文「近代公教育の再編と変革」と、それを発展させた「近代公教育の基本構造—その全面的変革への課題性—」(『講座マルクス主義6教育』所収 1969年)がその最初だが、70年代にかけて多様なテーマにわたって近代公教育批判が展開されていく。その対象は、近代教育の原理、公教育制度、教育行政、福祉国家教育論、生涯教育論、そして学校事務や学校給食などの幅広い領域に及んでいる。ここでは紙幅と本稿の関心から、近代公教育批判の基本部分について言及するにとどめる。

近代公教育批判の根源にあり、近代教育の理論にとってもっとも重要な問題提起は、教育権概念の捉え返しである。近代ヨーロッパにおいて、学校を宗教的支配から解放することになった基本的人権の一部である教育権のもつ普遍的性格については、資本主義社会・国家における階級的矛盾という視点からある程度懐疑的な視線を向けていた持田であったが、構造改革論の文脈においてはこのような近代的権利としての教育権概念のもつ二面性や国家主義への抵抗の要素も認めていた。しかし近代公教育批判の文脈においては、教育権が市民社会の教育秩序を国家・法が保障しようとするものであり、これによって階級関係を固定しようとするものであることが批判されるようになる。市民社会において教育を受けるために交わされる自由な契約関係は、資本主義社会における労働力形成の一貫でしかない。国家が法や基本的人権という抽象的・一般的形式によって国民に教育権を保障することは、国民が労働力形成として教育を教授することと階級的な矛盾を固定化することにほかならない。近代国家のもつ公共性、法・自然権のもつ抽象性などの背後に隠された階級性が告発され、近代的な教育権の保障もこの文脈にあることが強調されるようになるのである<sup>41)</sup>。

近代市民社会における自由な契約からなる私教育の発展として捉えられる近代公教育、福祉国家教育論についても、問題は同様の視点から指摘される。19世紀後半に資本主義が独占化され市民社会の矛盾が露呈するなかで、福祉国家の教育政策として教育権の社会権としての構成、教育の機会均等化や義務化などが進められる。あくまで近代教育の延長において自由主義の範疇での改良にとどまる福祉国家において、このような教育行政の活動は個別の教育経営実践に対する「助長行政」であり「指導助言」という形をとる。だがこのような教育行政のあり方が、近代教育が本質的に有する階級的矛盾を固定し、さらには拡大するものとして理解されるのである<sup>42)</sup>。西ドイツ留学をへて、福祉国

家のもつ自由主義や改良主義的側面の強さをみた持田にとって、大学闘争が提示した近代や資本主義社会の矛盾、「学問の自由」などへの懐疑といった衝撃から、福祉国家教育のもつ近代的性格が以上のように「止揚」すべき対象として強く認識されるようになったことは、自然な流れであったといえるかもしれない。

だが一方で、ブルジョワ民主主義への二面性への着目という60年代前半に見られた視点も、以上のような69年以降の理論転換によって完全に消滅したわけではない。近代公教育や福祉国家における教育の実体は近代教育の改良としての要素を強くもつが、持田が晩年に展開する批判教育計画は、近代公教育における教育の社会化への契機を、労働者を中心とする大衆による組み換えとして提示される。このような「下から」の批判教育計画が、資本主義社会における個々人のあり方を鋭く問うた全共闘運動をへたこともあって各人の主体変革を根拠とする教育計画として展開されたことは、69年以降の持田理論の特徴としてもっとも特筆すべき点であろう<sup>43)</sup>。

### C. 新しい権力性の批判へ

1969年以降の持田理論は、近代公教育批判を展開する過程で近代教育のもつ権力性を批判するようになった。最後にそれを3つのレベルにわけて整理し、持田の問題意識の変化を明確にしたい。

まずもっとも重要な問題は、近代市民社会と資本主義経済のもとに存在する階級間の構造的権力の存在である。すでにみたように、69年以降の持田理論においては近代公教育が労働力形成と階級間の支配の貫徹という機能から批判される。近代公教育批判の展開過程においては、ブルジョワ民主主義のもつ二面性のうち、社会的共通利害保障の側面よりも階級的支配機能への認識が強くなる<sup>44)</sup>。60年代前半までの理論展開においては、戦前型の教育行政の抑圧的支配の残滓のもと、教育基本法体制のもつ近代的性格や国民の共通利害保障の機能を評価する姿勢が見られたが、理論転換後は資本主義社会における近代教育を通じた階級支配が第一義的に重要な権力性として認識されるようになっていくといえるだろう。

次に、近代市民社会における階級間の権力構造との関連からではあるが、教育を与える側と受ける側を固定化した近代教育の現場にみられる権力性を批判したことも重要である。近代教育においては、教育を与える教師と教育を受ける親・子どもの関係は教育に関する契約関係となるが、ここでは資本主義社会における

労働力の形成と絡んで、教育労働の売り手と買い手という立場の違いが存在する。そして子どもにとっての親も、子どもの教育を実質的に支配する存在としての権力性を胚胎している、というのである<sup>45)</sup>。このように、持田は近代教育の現場への批判において教師のあり方に対する厳しい見解を述べている。またこれは、近代教育においては、子ども・親・教師という3者がそれぞれ本質的に異なる立場に構成された主体であり、教育を相互の協力のもとに構築していくには本質的な困難があるという鋭い分析でもあった。

最後の点は、以上のような教師の置かれた環境に関連する。それは、近代公教育は教師がこのような権力性をもたざるをえない状況を編成しようとする、つまり教師を「専門性」という範囲内に封じ込めると同時に、このような専門化した教育経営の体制を助長していくものとして近代公教育における教育行政の作用が存在していることのもつ権力性である。近代教育の契約関係のなかで教育を与える存在として特定化された教師は、専門職としてその存在を位置づけられるようになる。だがこれは、教育の経営機能と分断された教授実践の過程に閉じ込められることでもある、というのである。

そして近代主義・自由主義を基本とする福祉国家における教育行政の機能が指導助言活動や公費助成といった機能に象徴されるのは、この点で重要な意味を与えられている。つまり、「これらの諸活動は『法による規制』—『指揮命令行政』とは異なるが、それ自体権力作用であって、俗にいう『非権力的』なものではない。それを『非権力的』なものとして説くところに近代教育行政論のフィクションがある」<sup>46)</sup>。このような記述からは、持田の国家認識に大きな転換があったことがわかる。60年代前半までの持田理論は、教育基本法体制に「重畳」してみられる戦前の抑圧的な教育政策・教育行政の残滓に対する批判の色を強くもっていた。だが理論転換後の持田は、近代における福祉国家とそこにおける教育行政そのもののあり方を問題視するようになる。

「国家は従来、私的団体を主体として営まれてきた教育事業の主体として登場し、国家の階級性は抑圧の体系というよりは、市民社会を国家に統合し体制化するための同意と協調のためのヘゲモニー装置として機能する。そして、このような近代公教育とその主体としての国家の機能はいわゆる社会国家(福祉国家)—国家独占資本主義の成立と展開によって一段と強化されて現在に至っている」<sup>47)</sup>。

福祉国家における助長的な教育行政や教育経営の分業体制への問題関心は、このような国家認識の下に総体的に位置づけられたと考えることができるだろう<sup>48)</sup>。

おわりに

50年代から60年代前半にかけて、国民の教育要求の社会化をめざした教育行政の構想に始まる持田理論は、構造改革論としての性格を強く打ち出すことで一定の理論的完成をみる。そして、西ドイツ留学による現代福祉国家における自由主義的伝統の発見は、福祉国家論・近代公教育論への持田の独自の理論深化であった。このこと自体は、当時の日本の社会情勢や教育政策・教育行政の状況といった環境的なものというより、自身の留学から得られた知見であったといえる。しかしこのような発見を踏まえて醸成された福祉国家教育への関心が、大学闘争の衝撃をへて異なる問題意識のもとに再構成される。以上のような過程をへて、持田理論は研究対象の変化や研究の深まり、周辺環境への敏感な反応のもとに変化し続けたのである。

大学闘争後の理論転換ののち、持田は福祉国家教育構想の全面的変革のために国家による教育計画に対抗するかたちで批判教育計画を構想する。近代教育においてばらばらに構成された各主体が、それぞれのあり方を自己変革しながら共同事業としての教育を組織化していくことが模索されるようになる。マルクス主義理論家としての持田は結局、構革論にはじまり福祉国家批判に至ったために、この経過をマルクス主義の福祉国家批判一般の範疇に捉えられなくもないが<sup>49)</sup>、自己変革の課題を探究し続けた晩年の理論展開は持田の真摯な研究姿勢をうかがわせるものでもある。持田は1978年に53歳で急逝したため、批判教育計画の構想が完成するには至らなかった。だがこのような自己変革を通じた教育の組織化という理論的な態度は、「国民のための教育行政」という50年代以来の問題関心が、個々人のあり方を厳しく問うた全共闘運動の衝撃のもとに生まれ変わった、持田の集大成ともいえる理論であることも確かである。

一方で持田は、全共闘運動から影響を受けると同時に、これに対し「疑問」<sup>50)</sup>をもっていただことも事実である。というのも、全共闘の問題提起は制度という「かたち」を否定する個々の人間のあり方への原理的な問いかけであったが、一方で大学人として、そして教育行政の研究者として制度構想を自らの研究課題とする持田にとって、制度化への道筋を想定していない原理

は、「はたして、本当の原理であったかどうか」<sup>51)</sup>と問わざるを得ないように思われたからである。この意味で、自己変革の理論を教育の制度構想にまでダイナミックに発展させようとした批判教育計画は、大学闘争を持田なりに受け止めてのオルタナティブであったのである。

全共闘運動と持田のすれ違いは、それぞれの志向の違いからくる当然の帰結であったともいえる。全共闘の問いかけが原理的であったのは、原理的であること自体に運動の意味を見出したためであった。青柳は、全共闘運動における教育批判が原理的な問い返しに終始したことについて、これが「教育」そのものを疑問のもとにおく「永久革命」的な思想を有していた点を指摘している<sup>52)</sup>。とすれば、全共闘の思想と、教育の制度化への志向の不十分さから全共闘の問いかけに限界を感じた持田との間には、あきらかなズレがあったといわざるを得ない。

大学闘争は、戦後教育行政学が時代的にもたざるを得なかった「教育の自由」の擁護としての性格の限界を、持田に自覚させた。だが一方で、教育行政学が本質的に課題とせざるを得ない教育の組織化・制度化といった積極的な側面に着目した場合、全共闘運動の提起したものはあまりにラディカルであったといえる。1960年代から70年代における持田理論の展開は、教育行政学者としての持田の時代との苦闘の過程でもあったのである。

(指導教官 小川正人)

注

- 1)このような戦後教育行政学の展開については、黒崎(1999)を参照。
- 2)この点から持田理論の再評価を行うものとして、黒崎(1999)pp. 10-16.
- 3)黒沢(1980)、岡村(1988).
- 4)黒崎(1999).
- 5)東大教育行政学科(1979).
- 6)教育行政学全体の理論展開のなかで持田の権力認識に着目するものとして、藤澤(2006).
- 7)持田理論の展開については、本稿とは異なる時期区分をおこなう見解がすでに存在している。清原は50年代、大学闘争までの60年代、そしてそれ以降という3期に分けている(1980 p.227)。本稿はこの見方に対して特に異論を唱えるものではない。本稿では紙幅の関係もあり50年代から65年の『教育管理の基本問題』までを1章で扱い、テーマの関係から福祉国家研究に大きな深化が見られた60年代後半の時期を2章とした。
- 8)清原(1980)、杉原・大崎(1980)pp.255-258



- 9)たとえば、持田(1956, 1958a, 1958b)などがある。
- 10)持田(1961)p.434.
- 11)持田(1957)p.238. またこの点を指摘するものとして清原(1980)p.228, 杉原・大崎(1980)p.255.
- 12)構造改革論としての持田理論は、同時に構造改革論自体の「弱点」といわれた改良主義的な性格が強かったことが指摘されている(清原1979, p.45)。
- 13)佐藤(1957)p.2.
- 14)また森川英正は、構造改革について次のように説明している。「構造改革とは、社会主義革命以前において資本家的生産諸関係の総体、すなわち資本主義経済の全構造を部分的に改革する可能性を認め、その改革の諸成果を社会主義革命の『突破口』、『橋頭堡』として積極的に利用するという階級闘争の思想であり、政治路線である(強調—原文)」(森川1962 p.107)。構造改革論は、社会主義への根本的変革を唯一の至上命題とする革命戦略と異なり、資本主義体制の内部において、体制変革以前の部分的な改良の意義を認めるものであった。そして、このような部分的改良が「全構造」の変革への足がかりになるとする。よって構造改革論は、「根本的変革」を否定し部分的改良をすべてとする改良主義とも区別されていた。
- 15)持田(1961)pp.356-357.
- 16)持田(1965)p.48.
- 17)持田(1961)p.357.
- 18)持田は、「教育の論理」(持田1963, p.124)に根ざす学校改革や、養護教諭の改革に際しての「教育としての学校保健」(持田1963, p.183)という方針の提示など、教育という現象に根ざした改革を提案している。また、社会科学一般に解消されない「教育科学」として自己の理論を位置づけ、教育事象の解明こそが重要な研究課題であると述べているのも、教育という事象への関心の深さゆえであろう(持田1965, p.48)。
- 19)持田(1961)p.150.
- 20)持田(1961)pp.205-208.
- 21)例えばこの時期には、教職の専門化・標準化に対する両義的な問題意識が示されている(持田1965, pp.436-437)。
- 22)持田(1965)p.517.
- 23)このほかには、自由主義との関連から複数民主主義の存在、さらには福祉国家の強い反共的性格、教育政策におけるキリスト教的精神主義の伝統などが挙げられている(持田1967, pp.224-227)
- 24)持田(1967a)p.14.
- 25)持田(1965)p.142. ややこまかく言えば、この時点では福祉国家における国民の教育権保障を「建前」、「形式」として記述する傾向がある。この点で69年以降の理論展開とはことなっていた記述になっている。
- 26)持田(1967a)pp.31-32.
- 27)持田(1967b), 持田(1967c).
- 28)持田(1967b)p.11.
- 29)持田(1967d)p.141.
- 30)持田(1967c)pp.49-50.
- 31)持田(1967b)p.20.
- 32)日本における福祉国家論の特徴については、樋口(1984)を参照。
- 33)持田(1967b), 持田(1968).
- 34)例えば、同時代の教育学においては福祉国家論を国家による教育の抑圧として理解する論考がみられる(宗像1959, 堀尾1966)。
- 35)小寺山(1999)p.271.
- 36)持田(1969a)p.145.
- 37)持田(1969a)p.147.
- 38)山本(1969)p.169.
- 39)1970年代には、「国民の教育権」論の到達点を示すとされる堀尾(1971), 兼子(1978)の著作が出版される。
- 40)持田(1969a)p.151.
- 41)持田(1969b)pp.7-25.
- 42)持田(1972)pp.50-58.
- 43)持田のこのような主体変革の理論は、「自己権力」論という概念で提示されている。だがこの「自己権力」論について、持田はその概念の内実を明確に示すことはなかった。従来この点を衝いて、「自己権力」論は主体変革の道を示しきれず、「結論的にいえば、それは『現存へのとらえかえし』『問いかえし』という精神的な姿勢論に終始しているように思われる」(黒沢1980, p.290)ともいわれてきた。だが持田は、「自己権力」論への構想が、矛盾に対する一種の抵抗、批判の理論であることを述べている(持田・長洲, 1970 38)。こうしてみると、そもそも「自己権力」論の発想自体、「精神的な姿勢論」としての性格が強かったといえるだろう。
- 44)清原(1979)p.48.
- 45)持田(1973)pp.110-111.
- 46)持田(1973)p.112.
- 47)持田(1972)pp.234-235.
- 48)より深く言及すれば、教師の専門職性を保障する体制を整備することで、近代教育における労働力育成の体制を維持することと、教師のあり方を教育の専門化という範囲に限定し、この限定性を超えようとする教師の主体性を阻害していくこととは、異なる問題としてとらえなければならない。後者と関連して、持田は近代教育経営において見られる「管理=経営過程」による「教授=学習過程」の標準化というテクノロジーについても指摘しているということが出来る。この点については機会を改めて論じることにした。
- 49)日本における福祉国家批判がマルクス主義によって行われたことについては、西原(1996)を参照。
- 50)持田(1969a)p.146
- 51)持田・長洲(1970)p.25.
- 52)青柳(2003)p.89.

## 引用文献一覧

- 青柳宏幸2003「全共闘の教育批判」『情況』4巻7号 情況出版
- 岡村達雄1988「公教育と国家—公教育論の展開と課題」伊藤和衛編『講座公教育体系1 公教育の理論』教育開発研究所
- 兼子仁1978『教育法 新版』有斐閣
- 清原正義1979「持田理論と教育労働運動論」『持田栄一先生追悼論文集』東京大学教育学部教育行政学科
- 1980『持田栄一著作集』全六巻解題『持田栄一著作集1』明治図

## 書

- 黒崎勲1999『教育行政学』岩波書店
- 黒沢惟昭1980『疎外と教育』新評論
- 小寺山康雄1999「六八—九九年の叛乱と新左翼」渡辺一衛・塩川喜信・大藪龍介編『新左翼運動40年の光と影』新泉社
- 佐藤昇1957「現段階における民主主義」『思想』no.398 岩波書店
- 杉原誠四郎・大崎素史1980「第一巻第二巻解題」『持田栄一著作集2』明治図書
- 東京大学教育学部教育行政学科1979『持田栄一先生追悼論文集』東京大学教育学部教育行政学科編
- 樋口陽一1984「日本憲法学と「福祉」問題」『福祉国家4』東京大学出版会
- 藤澤健一2006「教育行政学における権力認識の展望」日本教育行政学会編『日本教育行政学会創立40周年記念』教育開発研究所
- 堀尾輝久1966「現代における教育と法」加藤一郎編『現代法と市民岩波講座現代法8』岩波書店
- 1971『現代教育の思想と構造』岩波書店
- 西原博史1996「〈社会権〉の保障と個人の自律—〈社会権〉理論の五〇年における〈抽象的権利説〉的思考の功罪」早稲田社会科学部学会編『早稲田社会科学研究』53号
- 宗像誠也1959「教育における福祉国家概念の分析」『現代福祉国家論』至誠堂
- 持田栄一1956「教委制度改革後における地方教育行政の問題点」『教育』9月号 国土社
- 1957「教育行政機構論」宗像誠也編『教育行政論』東京大学出版会
- 1958a「現代校長論」『中央公論』4月号 中央公論社
- 1958b「教育の国家基準について」『教育評論』臨時号 日教組
- 1961『教育管理』国土社
- 1963『学校づくり』三一書房
- 1965『教育管理の基本問題』東京大学出版会
- 1967a「福祉国家の教育像—現代西ドイツの教育—」国土社
- 1967b「国民の教育権と国家の教育権」『現代教育科学』2月号 明治図書
- 1967c「国家と学校制度」仲新・持田編『学校制度』第一法規
- 1967d「教育計画」海後宗臣他編『教育学全集』第1巻 明治図書
- 1968「現代教育経営をどうかんがえるか」伊藤和衛他編『現代教育経営講座』第1巻 明治図書
- 1969a「東大闘争と大学革新」『東大闘争・教官の発言 私はこう考える』田畑書店
- 1969b「近代公教育の基本構造」持田編『講座マルクス主義6 教育』日本評論社
- 1972『学校の理論』国土社
- 1973「『教育権』の理論—教育行政の教育学への展望」『東京大学教育学部紀要』13巻 東京大学教育学部
- 1979『持田栄一著作集6 近代公教育批判』明治図書
- 持田栄一・長洲一二1970「大学闘争からなにを引き継ぐか」『現代の理論』77号 現代の理論社
- 森川英正1962「国家独占資本主義と構造改革」『現代における国家と革命 講座現代の政治2』合同出版社
- 山本義隆1969『知性の叛乱』前衛社